

労働関係法

第1条(名称)	6
第2条(施行日)	6
第3条(革命団布告の廃止)	6
*第4条(不適用)	6
第5条(語句定義)	6
*第6条(主務大臣と権限)	7
第7条(登録事務所)	7
*第8条(労働関係委員会事務局)	7
第9条(労働争議裁定人事務所)	8
第1章/労働協約	8
第10条(協約の制定)	8
第11条(協約の内容)	8
第12条(効力期限)	8
第13条(要求と協議)	8
第14条(被雇用者代表)	9
第15条(使用者協会・労働組合の要求通告)	9
第16条(協議の開始)	9
*第17条(顧問の任命)	9
*第17条の2(顧問の任期)	10
第18条(合意)	10
第19条(拘束)	10
第20条(遵守)	10
第2章/労働協議の解決方法	10
第21条(発生)	10
第22条(調停)	11
第23条(公共事業の労働争議)	11
第24条(一般事業の労働争議)	11
第25条(非常事態と労働争議)	12
第26条(労働争議裁定人の任命)	12
第27条(労働争議裁定日の通知)	12
第28条(労働争議審理)	12
第29条(裁定)	12
第30条(裁定の効力期間)	12
第31条(解雇・異動の禁止)	13
第32条(第三者の関与禁止)	13

第 33 条(経済危機と賃上げ).....	13
第 3 章/作業所封鎖及び同盟罷業.....	13
第 34 条(禁止条件).....	13
第 35 条(大臣権限).....	14
第 36 条(緊急事態).....	14
第 4 章/労働関係委員会.....	14
第 37 条(構成).....	14
第 38 条(任期).....	14
第 39 条(離任).....	15
第 40 条(会議).....	15
第 41 条(任務).....	15
第 42 条(小委員会).....	15
第 43 条(権限).....	16
第 44 条(専門家の招聘).....	16
第 5 章/被雇用者委員会.....	16
第 45 条(設置).....	16
第 46 条(構成).....	16
第 47 条(任期).....	16
第 48 条(離任).....	16
第 49 条(委員の選出).....	17
第 50 条(使用者との会議).....	17
第 51 条(解任).....	17
第 52 条(委員の保護).....	17
第 53 条(委員への金銭供与の禁止).....	18
第 6 章/使用者協会.....	18
第 54 条(目的).....	18
第 55 条(登記).....	18
第 56 条(設立者の資格).....	18
第 57 条(登記申請).....	18
第 58 条(定款内容).....	18
第 59 条(登記書の発行).....	18
第 60 条(登記の公示).....	19
第 61 条(最初の総会).....	19
第 62 条(定款の改訂増補).....	19
第 63 条(会員資格).....	19
第 64 条(調査要求).....	19
第 65 条(会員資格の喪失).....	19
第 66 条(権限).....	20
第 67 条(免責).....	20

第 68 条(理事会)	20
第 69 条(理事の資格)	20
第 70 条(総会での決定)	20
第 71 条(会員登録簿)	21
第 72 条(登記官の権限)	21
第 73 条(退任命令)	21
第 74 条(不服申立て)	21
第 75 条(会計監査)	21
第 76 条(合併)	22
第 77 条(合併の承諾)	22
第 78 条(代表の選出)	22
第 79 条(登記申請)	22
第 80 条(登録抹消)	22
第 81 条(継承)	22
第 82 条(解散)	23
第 83 条(解散命令)	23
第 84 条(清算)	23
第 85 条(残有資産)	23
第 7 章/労働組合	23
第 86 条(目的)	23
第 87 条(登記)	24
第 88 条(設立人の資格)	24
第 89 条(登記申請)	24
第 90 条	24
第 91 条(登記書発行)	24
第 92 条(登記の公示)	25
第 93 条(最初の総会)	25
第 94 条(規約の改定増補)	25
*第 95 条(組合員の資格)	25
第 96 条(調査要求権)	25
第 97 条(組合員資格の失効)	25
第 98 条(組合の権限)	26
第 99 条(免責)	26
第 100 条(委員会)	26
第 101 条(委員の資格)	26
第 102 条(委員の休暇権利)	26
第 103 条(総会)	27
第 104 条(組合員登録簿)	27
第 105 条(登記官の権限)	27

第 106 条(退任命令).....	27
第 107 条(不服申立て).....	27
第 108 条(会計監査).....	28
第 109 条(合併).....	28
第 110 条(準用規定).....	28
第 111 条(準用規定).....	28
第 8 章/使用者連合及び労働連合.....	28
第 112 条(使用者連合の設立目的).....	28
第 113 条(労働連合の設立目的).....	28
第 114 条(過半数の賛成).....	29
第 115 条(登記).....	29
第 116 条(会議への代表派遣).....	29
第 117 条(理事会).....	29
第 118 条(準用規定).....	29
第 119 条(使用者評議会).....	29
第 6 章/使用者協会、第 8 章/使用者連合の規定を使用者評議会に準用する。.....	29
*第 120 条(労働評議会).....	29
*第 120 条の 2(解任理事の再任).....	29
第 9 章/不当行為.....	30
第 121 条(使用者の禁止行為).....	30
第 122 条(一般禁止行為).....	30
第 123 条(解雇禁止).....	30
第 124 条(違反者告発).....	31
第 125 条(訴えの裁定).....	31
第 126 条(刑事訴訟手続きの取りやめ).....	31
第 127 条(刑事訴訟手続き).....	31
第 10 章/罰則規定.....	31
第 128 条.....	31
第 129 条.....	31
第 129 条の 2.....	31
第 130 条.....	32
第 131 条.....	32
第 132 条.....	32
第 133 条.....	32
第 134 条.....	32
第 135 条.....	32
第 136 条.....	32
第 137 条.....	32
第 138 条.....	32

第 139 条.....	33
第 140 条.....	33
第 141 条.....	33
第 142 条.....	33
第 143 条.....	33
第 144 条.....	33
第 145 条.....	33
第 146 条.....	33
第 147 条.....	33
第 148 条.....	34
第 149 条.....	34
第 150 条.....	34
第 151 条.....	34
第 152 条.....	34
第 153 条.....	34
第 154 条.....	34
第 155 条.....	35
第 156 条.....	35
第 157 条.....	35
*第 157 条の 2.....	35
第 158 条.....	35
第 159 条.....	35
付則(経過規定).....	35
第 160 条.....	35
第 161 条.....	36
第 162 条.....	36
第 163 条.....	36

第 1 条(名称)

この法令を「仏暦 2518 年(西暦 1975 年)労働関係法」と呼ぶ。

第 2 条(施行日)

この法令は官報公示から 30 日をもって発効する。

第 3 条(革命団布告の廃止)

仏暦 2515 年 3 月 16 日付け革命団布告第 103 号の第 4 項及び第 11 項を廃止する。

*第 4 条(不適用)

この法令は以下について適用しない。

- (1) 中央官庁。
- (2) 地方官庁。
- (3) バンコク都及びパタヤ市の地方行政体。
- (4) 国営企業職員関係法に基づく国営事業。
- (5) 勅令で規定されたその他事業。

*[注/仏暦 2534(西暦 1991 年)労働関係法(第 2 版)により改正]

第 5 条(語句定義)

この法令において、

「使用者(ナーイ・チャーン)とは、賃金支払いをもって被雇用者を労働させることに合意した者を意味する。また使用者が法人の場合は、使用者から雇用を代行することを委託された者、つまり法人を代行する権限を有する者を意味する。さらに法人を代行する権限を有する者から代行を委託された者を意味する。

「被雇用者(ルーク・チャーン)とは、賃金を受け取ることで使用者のために労働することに合意した者を意味する。

「雇用状態(スパープ・ガーン・チャーン)とは、雇用または労働の条件、就業日及び時間、賃金、福祉、解雇、その他雇用または労働に関する使用者及び被雇用者の利益についての規定を意味する。

「労働協約(コー・トクロン・キヤオカップ・スパープ・ガーン・チャーン)とは、雇用状態に関する使用者と被雇用者間の、あるいは使用者または使用者協会と労働組合間の合意事項を意味する。

「労働争議(コー・ピパート・レーンガーン)とは、雇用状態に関する使用者と被雇用者の対立を意味する。

「作業所閉鎖(ガーン・ピット・ガーン)とは、労働争議により、使用者が一時的に被雇用者に就業させないことを意味する。

「同盟罷業(ガーン・ナット・ユットガーン)とは、労働争議により被雇用者が共に一時的に就業しないことを意味する。

「使用者協会(サマーコム・ナーイ・チャーン)とは、この法令に基づき使用者が設立した組織を意味する。

「労働組合(サハパープ・レーンガーン)」とは、この法令に基づき被雇用者が設立した組織を意味する。
「使用者連合(サハパン・ナーイ・チャーン)」とは、この法令に基づき 2 つ以上の使用者協会が集まって設立した組織を意味する。

「労働連合(サハパン・レーンガーン)」とは、この法令に基づき 2 つ以上の労働組合が集まって設立した組織を意味する。

*「登記官(ナーイ・タビヤン)」とは、この法令に基づく執行のために大臣が任命した者を意味する。

*[注/バンコク都の場合は労働福祉保護局長、地方の場合は県知事]

「労働争議調停官(パナックガーン・プラノーム・コー・ピパート・レーンガーン)」とは、この法令に基づく執行のために大臣が任命した者を意味する。

*「局長(アティボディ)」とは、労働局長を意味する。

「大臣(ラッタモントリー)」とは、この法令の主務大臣を意味する。

*[注/官庁再編により局長は労働福祉保護局長に変更]

***第 6 条(主務大臣と権限)**

内務大臣をこの法令の主務大臣とし、以下の権限を有する。

- (1)この法令に基づく執行のために登記官、労働争議調停官、労働争議裁定人を任命する。
- (2)この法令に基づく執行のために省令を発する。
- (1)に基づく任命は官報公示による。省令は官報による公示をもって発効する。

*[編集部注/官庁再編により主務大臣は労働・社会福祉大臣に変更]

第 7 条(登録事務所)

内務省労働局内に中央登録事務所を設置する。同事務所は全国の使用者協会、労働組合、使用者連合、労働連合の登録を管理する権限を有するとともに、バンコク都における登録事務所とする。

バンコク以外の県においては、大臣が中央登録事務所の下に各県に登録事務所を設置することができる。

***第 8 条(労働関係委員会事務局)**

内務省内に以下の権限を有する労働関係委員会事務局を設置する。

- (1)労働争議及び申請に関して初期事実関係を取り調べる。
- (2)労働関係委員会の決定に基づく業務。
- (3)その他の権限。

*[注/官庁再編により内務省は労働・社会福祉省に変更。以下同じ]

第 9 条(労働争議裁定人事務所)

内務省に以下の権限を有する労働争議裁定人事務所を設置する。

- (1) 争議当事者による選出のため労働争議裁定人の名前及び資格を記した帳簿を作成する。
- (2) 労働争議裁定に関する学術・事務面の管理及び業務。

第 1 章/労働協約

第 10 条(協約の制定)

被雇用者が 20 人以上いる事業所はこの章の規定に従い労働協約を制定する。

労働協約は文書によって作成する。

その事業所に労働協約があるかどうか不明の場合、使用者が労働保護法に基づき制定しなければならない就業規則を、この法令に基づく労働協約と見做す。

第 11 条(協約の内容)

労働協約は少なくとも以下の事項がなければならない。

- (1) 雇用または労働の条件。
- (2) 労働日時規定。
- (3) 賃金。
- (4) 福祉。
- (5) 解雇。
- (6) 被雇用者の苦情提出。
- (7) 労働協約の改定または期限延長。

第 12 条(効力期限)

労働協約は使用者と被雇用者が合意した期間内において効力を有する。ただし 3 年を超えてはならない。もし期間規定がないときは、使用者と被雇用者の合意後 1 年間、または使用者が被雇用者を就業させた日から 1 年間とする。

労働協約に基づく期間が終了した場合、もし新たな合意に基づいて協議がないときは、労働協約の効力期限は 1 度につき 1 年延長とする。

第 13 条(要求と協議)

労働協約の規定に関する要求、または改定要求について、使用者または被雇用者は一方に対して文書によってその要求を通告する。

使用者が要求通告者である場合は、使用者は使用者自身または代理人を含めた協議参加者の名前を提示する。もし使用者が代理人を協議参加者に加えるときは、使用者の代理人は株主である取締役、合資パートナー、または使用者の常勤被雇用者、使用者協会の理事、使用者連合の理事でなければならない。その数は 7 人以下でなければならない。

被雇用者が要求通告者である場合は、その要求に関係する被雇用者全員の 100 分の 15 以上の被雇用者の名前と署名がなければならない。もし被雇用者が協議に参加する代表者を選出していれば、その

要求と共に 7 人以下の代表者の名前を提示する。もし代表者を選出していなければ、遅延なく 7 人以下の代表者を選出し、その名前を提示する。

協議参加者としての被雇用者代表の選出及び任期、要求に関する手続き及び決定の通達は、省令が規定する原則及び方法に従う。

第 14 条(被雇用者代表)

被雇用者代表の選出は被雇用者自身により行われる。あるいは労働争議調停官に代行を要請することもできる。被雇用者代表の数は選出にあたって選挙管理者により決められるが 7 人以下でなければならない。被雇用者代表はその要求に関係する被雇用者、またはその要求に関係する被雇用者が組合員となっている労働組合あるいは労働連会の委員でなければならない。被雇用者代表の選出にあたって、要求に関係するすべての被雇用者は投票権を有する。

第 15 条(使用者協会・労働組合の要求通告)

使用者協会または労働組合は、その会員である使用者または被雇用者に代わり、第 13 条に基づきもう一方に要求を通告することができる。このとき労働組合の被雇用者の組合員数は被雇用者全体数の 5 分の 1 以上でなければならない。

労働組合が要求通告側の場合、その要求に関係する被雇用者の名前及び署名は必要ない。

その労働組合の被雇用者の組合員数が第 1 段落に規定した数に達しているかどうか疑いがある場合は、関係する使用者、使用者協会または労働組合は文書をもって労働争議調停官に調査を要請できる。労働争議調停官がその要請を受けたとき、その労働組合が要求に関係する被雇用者を組合員に擁するかどうか、すべての証拠について調査を行う。もし擁していれば、労働争議調停官は要請者に対し証拠として保証書を発行する。もし擁していなければ労働争議調停官は関係者に通告する。

労働組合が要求通告者である場合は、もし労働争議調停官がある一方の要請により、要求に関係する被雇用者の一部が他の労働組合の組合員であることが明らかとなるとき、労働争議調停官が第 13 条に基づく被雇用者代表の選出にあたっての投票を実施する。

第 16 条(協議の開始)

要求を受け取ったとき、要求を受け取った側は遅滞なく自身または代理人の名前を要求側に通知する。要求を受け取ってから 3 日以内に双方による協議を開始する。

***第 17 条(顧問の任命)**

使用者または被雇用者は第 13 条または第 16 条に基づく代表・代理人に助言、案内する顧問を任命することもできる。ただしその数は一方につき 2 人までとする。

第 1 段落にもとづく顧問は、局長が規定した資格を有し、局長または局長を代行する者に申請し登録を受けた上で就任する。

使用者または被雇用者が顧問を任命する場合は、使用者または被雇用者はもう一方に顧問の名前を、第 13 条に基づく要求項目の中において、または代表・代理人名の通知とともに通知する。顧問は会議に参加し、合意に向けて協議する権利を有する。

*[注/国家平和秩序維持団布告 54 号により改定]

***第 17 条の 2(顧問の任期)**

第 17 条に基づき使用者または被雇用者の顧問となった者は、登録後 2 年間の任期を有する。

顧問がもし局長の規定する資格を欠いた場合、第 1 段落に規定する任期終了前であっても解任することができる。

第 2 段落に基づき顧問を解任された場合、その者は、局長が解任した日から 2 年が経過したとき、使用者または被雇用者の顧問として登録を申請できる。

*[注/国家平和秩序維持団布告 54 号により追加]

第 18 条(合意)

もし使用者または使用者協会と被雇用者または労働組合が第 13 条に基づく要求項目に関して合意できたとき、その労働協約を文書にし、使用者または使用者の代理人と被雇用者の代表または労働組合委員がそれに署名する。また使用者は合意から 3 日以内に、要求に関係した被雇用者が就業する作業場に 30 日以上にわたって労働協約を掲示する。

使用者は第 1 段落に基づく労働協約を、合意後 15 日以内に、局長または局長を代行する者に届け出る。

第 19 条(拘束)

労働協約は署名をもって、使用者と、協議に参加する代表を選出したすべての被雇用者を拘束する。

使用者または使用者協会と、労働組合または同種の業務に従事する被雇用者によってまとまった労働協約は、労働組合の組合員である同種の業務に従事する被雇用者がいる、または被雇用者全体の 3 分の 2 以上の被雇用者が雇用状態に対する要求に参加することをもって、使用者と同種の業務に従事する被雇用者全員を拘束するものと見做す。

第 20 条(遵守)

労働協約が効力をもったとき、使用者がその労働協約に反するまたは矛盾する雇用契約を被雇用者と結ぶことを禁じる。ただし、その雇用契約が被雇用者にとって有利になる場合を除く。

第 2 章/労働協議の解決方法

第 21 条(発生)

第 16 条で規定された期間内に協議が行われなかった場合、または協議が行われたが、どんな事由にせよ合意できなかった場合、労働争議が発生したものと見做す。このとき、要求を行った側は、第 16 条に基づく期限が切れたときから、あるいは合意できなかったときから 24 時間以内に、文書をもって労働争議調停官に通知する。

第 22 条(調停)

労働争議調停官が第 21 条に基づく通知を受けたとき、労働争議調停官は、その通知を受けた日から 5 日以内に、要求した側と要求を受けた側が合意できるよう調停を行う。

第 1 段落の期限内に合意に達した場合、第 18 条を準用する。

第 1 段落の期限内に合意できなかった場合、その労働争議は合意できないものと見做す。この場合、使用者と被雇用者は労働争議裁定人を立てることで合意することができる。あるいは使用者は作業所閉鎖を、被雇用者は同盟罷業を第 34 条に抵触することなく行うことができる。またこのとき、第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 36 条の規定が適用される。

第 23 条(公共事業の労働争議)

以下の事業において合意できない労働争議があるとき、

- (1) 鉄道事業。
- (2) 港湾事業。
- (3) 電話・通信事業。
- (4) 一般に対するエネルギーまたは電力の生産・販売事業。
- (5) 水道事業。
- (6) 燃料油の生産または精製事業。
- (7) 病院・診療所事業。

* (8) 省令の規定に基づくその他事業。

労働争議調停官は労働争議を労働関係委員会に審議・判定のため送付し、労働争議を受理してから 30 日以内に双方に通知する。

使用者、使用者協会、使用者連合、被雇用者、労働組合、労働連合は、労働関係委員会の判定を知ってから 7 日以内に大臣に不服申立する権利を有する。大臣は不服申立を受理してから 10 日以内に判定を下し、双方に通知する。

期限内に不服申立のなかった労働関係委員会の判定、及び大臣の判定は最終的なものとする。要求を通告した側も受け取った側もこれに従わなければならない。

*[注/学校、協同組合、運輸、燃料油販売]

第 24 条(一般事業の労働争議)

第 23 条に基づく事業以外の事業で合意できない労働争議が発生したとき、もし大臣がその労働争議が国家経済または国民生活の秩序に影響を与えると見なした場合、大臣は労働関係委員会にその労働争議の裁定を行うよう命ずる権限を有する。そのとき労働関係委員会は命令を受けてから 30 日以内に裁定を下す。

大臣は労働関係委員会の裁定期間をしかるべき時間だけ延長する権限を有する。

労働関係委員会の裁定は最終的なものとする。要求を通告した側も受け取った側もこれに従わなければならない。

第 25 条(非常事態と労働争議)

戒厳令法に基づく戒厳令がしかれた場合、または非常事態における行政法に基づく非常事態が宣言された場合、もしくは国家が経済危機に陥った場合、大臣は第 22 条第 3 段落に基づく合意できない労働争議について、それがどの地域で発生したとしても、あるいはどの種類の事業であるとしても、大臣が規定した、または任命した集団による審理・裁定が受けられるよう官報で公示する権限を有する。その集団による裁定は最終的なものとし、要求を通告した側も受け取った側もこれに従わなければならない。

第 1 段落に基づく大臣の公示は、官報公示によりいつでも廃止することができる。

第 26 条(労働争議裁定人の任命)

第 22 条第 3 段落に基づく合意できない労働争議が発生したとき、使用者及び被雇用者は労働争議の裁定のために 1 人または複数の労働争議裁定人を任命することで合意することができる。

第 27 条(労働争議裁定日の通知)

任命を知ってから 7 日以内に、労働争議裁定人は文書をもって労働争議裁定日、及び労働争議審理日時・場所を、要求を通告した側及び受け取った側に通知する。

第 28 条(労働争議審理)

労働争議審理においては、労働争議裁定人は、要求を通告した側及び受け取った側に、事由の表明及び証拠提出の機会を与えなければならない。

第 29 条(裁定)

労働争議の審理が終了したとき、労働争議裁定人は文書をもって裁定を下す。裁定には少なくとも以下の内容がなければならない。

- (1) 裁定を下した年月日。
- (2) 労働争議の争点。
- (3) 審理により判明した事実関係。
- (4) 裁定の事由。
- (5) 一方に対する、あるいは双方に対する実行、もしくは禁止裁定。

労働争議裁定人は裁定を行った日から 3 日以内に、要求を通告した側及び受け取った側、または第 13 条、第 16 条に基づく代表・代理人に裁定を通知し、要求に関係する被雇用者の作業場に裁定の写しを掲示させる。

労働争議裁定人は裁定から 15 日以内に、局長または局長の代行者に労働争議裁定を届け出る。

第 30 条(裁定の効力期間)

規定の期限までに不服申立のなかった労働関係委員会の判定、及び第 23 条に基づく大臣の判定、第 24 条・第 35 条(4)または第 41 条(3)に基づく労働関係委員会の裁定、第 25 条または第 29 条に基づく労働争議裁定人の裁定は、その判定・裁定があった日から 1 年間効力を有する。

第 31 条(解雇・異動の禁止)

第 13 条に基づく要求の通告があったとき、もしその要求が第 13 条から第 29 条までに基づき協議中、調停中、または裁定中の場合は、使用人がその要求に関係した被雇用者、被雇用者の代表、労働組合の理事、副理事、組合員、あるいは労働連合の理事、副理事を解雇する、または異動することを禁じる。ただしその者が以下の場合はその限りではない。

- (1) 使用者に対して意図的に職務上の不正行為を働いた、または刑事上の過失を犯した。
- (2) 故意に使用者に被害を与えた。
- (3) 使用者が文書で警告及び忠告したにもかかわらず、使用者が合法的な規定、規則、命令に違反した。ただし重大な違反の場合は使用者の警告・忠告がなくてもこれに含む。この場合、その規定、規則、または命令の当該の者の要求に関する手続きを妨害するために出されたものであってはならない。
- (4) しかるべき事由なく 3 日間連続して職務を放棄した。(第 1 段落に規定する時点において) 要求に関係する被雇用者、被雇用者の代表、労働組合の理事、副理事、組合員、または労働連合の理事、副理事が同盟罷業を支援する、あるいは起こすことを禁じる。

第 32 条(第三者の関与禁止)

使用者、被雇用者、使用者協会理事、労働組合理事、使用者連合理事、労働連合理事でない第三者が、要求、協議、調停、裁定、作業所封鎖、同盟罷業における集会において、何らかの形で関与する、または行為に加わることを禁じる。

第 33 条(経済危機と賃上げ)

国家が重大な経済危機に見舞われ、財・サービス値上げを禁じる布告が出た場合、被雇用者、労働組合または労働組合が使用者、使用者協会または使用者連合に対し賃金引上げを要求することを、または使用者が被雇用者の賃金を引き上げることを、官報による公示によって禁じる権限を大臣は有する。

第 1 段落の規定は、使用者がはっきり規定していた被雇用者の年次昇給、または職務の変更に伴う昇給に適用してはならない。

第 1 段落に基づく大臣の公示は官報公示によって廃止する。

第 3 章/作業所封鎖及び同盟罷業

第 34 条(禁止条件)

以下の場合は、使用者が作業所を封鎖する、または被雇用者が同盟罷業を起こすことを禁じる。

- (1) 第 13 条に基づく要求をまだもう一方に通告していないとき、または要求を通告したものの、まだその労働争議が第 22 条第 3 段落に基づき合意に達していないとき。
- (2) 第 18 条に基づく合意に従い措置を進める義務を有する一方が、合意を実行しているとき。
- (3) 第 22 条第 2 段落に基づき労働争議裁定人が調停した合意に従い措置を進める義務を有する一方が、合意を実行しているとき。
- (4) 第 25 条または第 26 条に基づく労働争議裁定人の裁定に従い措置を進める義務を有する一方が、裁定を実行しているとき。
- (5) 労働関係委員会が審議・判定中、または第 23 条に基づき大臣が判定中、第 24 条に基づき労働関係

委員会が裁定中のとき。

(6)第 25 条または第 26 条に基づき任命された労働争議裁定人が裁定中のとき。

どんな場合であっても、24 時間以上前に労働争議調停官及びもう一方に対して文書で通告せずに、使用者が作業所を封鎖する、または被雇用者が同盟罷業を起こすことを禁じる。

第 35 条(大臣権限)

その作業所封鎖または同盟罷業が国家経済に被害を与える、国民に苦痛を与える、国家安全保障を害する、あるいは国民生活の秩序を損なうものと大臣が見做した場合、大臣は以下の権限を有する。

(1)作業を封鎖した使用人に対し、被雇用者の職場復帰を受け入れ、その被雇用者に支払っていた賃金レートに従い賃金を支払うことを命じる。

(2)同盟罷業を起こした被雇用者に対し、通常に従い職場復帰するよう命じる。

(3)作業所封鎖または同盟罷業のために就業できない被雇用者に代わり別の者を従事させる。使用者はその者が従事することを容認しなければならず、被雇用者は使用者がその者に対して被雇用者に支払っていた賃金レートに従い賃金を支払うことに反対してはならない。

(4)労働関係委員会に労働争議裁定を行うよう命じる。

第 36 条(緊急事態)

戒厳令法に基づく戒厳令が施行された場合、または非常事態における行政法に基づき非常事態が宣言されたとき、大臣は官報での告示をもって、戒厳令が施行された、または非常事態が宣言された地域の使用者に対し作業所封鎖を、または被雇用者に対し同盟罷業を禁止する権限を有する。

第 1 段落に基づく大臣の告示の前に作業所封鎖または同盟罷業があった場合、大臣は官報での告示をもって、大臣が規定した期間内に、作業所を封鎖した使用者が被雇用者の職場復帰を受け入れるよう命じる、あるいは同盟罷業を起こした被雇用者が職場に復帰するよう命じる権限を有する。

第 1 段落に基づく大臣の告示は官報告示をもって廃止する。

第 4 章/労働関係委員会

第 37 条(構成)

1 人の委員長、7 人以上 14 人以下の委員、うち少なくとも使用者側委員 3 人、被雇用者側委員 3 人の委員で構成する「労働関係委員会」と呼ぶ 1 つの委員会を設置する。

大臣が委員長及び委員を任命する。

第 38 条(任期)

第 37 条に基づく委員長及び委員の任期は 1 期につき 3 年とする。最初の任期において 1 年が経過した時点で、委員長及び委員は 3 分の 1 が抽選によって離任する。また 2 年が経過した時点でさらに 3 分の 1 が抽選によって離任する。

抽選によって離任した委員長及び委員の代わりの委員長及び委員が任命された場合、その新任者の任期は 1 期 3 年とする。

第 39 条(1)(2)(3)(5)(6)(7)に基づき離任した委員長及び委員の代わりに就任した新任者の任期は、

離任した委員長及び委員の残りの任期とする。
離任した委員長及び委員は再任されることができる。

第 39 条(離任)

第 38 条に基づく離任のほか、委員長及び委員は以下のときに離任する。

- (1) 死亡した。
- (2) 辞任した。
- (3) 大臣が解任した。
- (4) 第 38 条第 1 段落に基づき抽選によって離任した。
- (5) 破産者となった。
- (6) 無能力者または準無能力者となった、あるいは
- (7) 最終判決により禁固刑を受けた。

第 40 条(会議)

労働関係委員会の会議は委員 5 人以上の参加をもって行われなければならない。そのとき、使用者側委員、被雇用者側委員とも少なくとも 1 人の参加がなければならない。しかし、もし第 23 条、第 24 条または第 25 条(4)に基づく労働争議の判定を審議するための会議のときは、全委員の半分以上の委員が参加し、使用者側委員、被雇用者側委員とも少なくとも 1 人の参加がなければならない。

もし会議に委員長が参加していないとき、あるいは任務を果たせないときは、会議に参加した委員によって 1 人の委員を選出し議長とする。

会議の決定は多数決による。委員 1 人は投票にあたって 1 票を投じる。もし票数が同じ場合は、議長が決定票として 1 票を投じる。

第 41 条(任務)

労働関係委員会は以下の権限と義務を有する。

- (1) 第 23 条に基づき労働争議を判定する。
- (2) 第 24 条または第 25 条(4)に基づき労働争議を裁定する。
- (3) 任命または委託に基づき労働争議を裁定する。
- (4) 第 115 条に基づく申立への裁定判断、及び労働関係委員会が不正行為だと判断した場合は、使用者に被雇用者の職場復帰を認めるよう命令する、または損害を賠償させるよう命令する、あるいは適当との判断に従い違反者に何らかの執行または不執行を命令する権限を有する。
- (5) 大臣の委託に従い、要求、交渉、労働争議抑止、同盟罷業、作業所閉鎖に関する意見を提出する。
- (6) 会議の規定を制定する。労働争議及び不正行為の判断・裁定の規則を制定する。労働関係委員会命令を出す。

第 42 条(小委員会)

労働関係委員会は、通常または臨時に委託された件について事実関係を確認する。及び意見を具申するため労働関係小委員会を設置する権限を有する。

第 43 条(権限)

義務に基づく執行において、労働関係委員または労働関係小委員会は以下の権限を有する。

(1) 必要に応じて、事実関係の調査、書類の審査のため、勤務時間内において使用者の作業所、被雇用者が働く作業所、または使用者協会・労働組合・使用者連合・労働連合の事務所に立ち入る。

(2) 労働関係委員会または労働関係小委員会の審議のために、査問状、召喚状、関係品、書類の提出命令状を出す。

第 1 段落に基づく職務の遂行において、労働関係委員、労働関係小委員会に対し、関係者は便宜を供し、査問状に答え、事実関係を告げる、または関係品・書類を提出する。

第 44 条(専門家の招聘)

労働関係委員または労働関係小委員は、専門家または有識者を招き、関連する問題につき意見を陳述してもらうため、招聘状を出すことができる。

第 5 章/被雇用者委員会

第 45 条(設置)

50 人以上の被雇用者がいる事務所において、被雇用者はその事業所内において被雇用者委員会を設置することができる。

その事業所内の全被雇用者のうち労働組合員が5分の1を超えている場合、被雇用者委員会は労働組合が任命したその事業所内の被雇用者委員会が、非組合員の委員より1人多いようにする。もし全被雇用者の過半数が労働組合員であるときには、労働組合が被雇用者委員全員を任命することができる。

第 15 条第 3 段落・第 4 段落を、第 2 段落に基づく被雇用者委員の任命にも準用する。

第 46 条(構成)

被雇用者委員会は以下の人数を有する。

- (1) 5 人。被雇用者数が 50 人以上・100 人までの事業所。
- (2) 7 人。被雇用者数が 100 人超・200 人までの事業所。
- (3) 9 人。被雇用者数が 200 人超・400 人までの事業所。
- (4) 11 人。被雇用者数が 400 人超・800 人までの事業所。
- (5) 13 人。被雇用者数が 800 人超・1500 人までの事業所。
- (6) 15 人。被雇用者数が 1500 人超・2500 人までの事業所。
- (7) 17 人。被雇用者数が 2500 人超の事業所。

被雇用者委員の選挙の原則及び方法は官報に公示された局長の規定に従う。

第 47 条(任期)

被雇用者委員の任期は 1 期 3 年とする。ただし新たに選出または任命されることもできる。

第 48 条(離任)

任期終了に伴う離任のほかに、被雇用者委員は以下のときに離任する。

- (1) 死亡した。
- (2) 辞任した。
- (3) 無能力者または準無能力者になった。
- (4) 最終判決で禁固刑を受けた。
- (5) 全被雇用者の過半数が解任に賛成した。
- (6) 労働裁判所が解任を命じた。
- (7) 新たな被雇用者委員全員の選出または任命があった。

被雇用者委員が任期を前に離任したとき、空席となった委員の代わりとなる委員を選出または任命する。

第2段落に基づき選出または任命された被雇用者委員は、前任者の残りの任期を任期とする。

第49条(委員の選出)

以下のときに、全被雇用者委員の選出または任命を行う。

- (1) 事業所の被雇用者数が、元の全被雇用者数の過半を超えて増減したとき。
- (2) 被雇用者委員の過半数が離任したとき。
- (3) 事業所の全被雇用者の過半数が被雇用者委員全員の解任に賛成したとき。
- (4) 労働裁判所が被雇用者委員全員の解任を命じたとき。

第50条(使用者との会議)

使用者は少なくとも3ヶ月に1回、あるいは以下の事由により被雇用者委員全員の過半数または労働組合が要求したとき、被雇用者委員会との会議を開かなければならない。

- (1) 被雇用者に対する福祉の規定。
- (2) 使用者及び被雇用者にとって利益となる職務規定の制定のための検討。
- (3) 被雇用者の苦情申し立ての審議。
- (4) 事業所内の対立の妥協または抑止のための対策。

被雇用者委員会が、使用者の被雇用者に対する行為が不正である、あるいは過度に困難をもたらすとみた場合、被雇用者委員会、被雇用者または労働組合は労働裁判所に判定審理を申し立てる権利を有する。

第51条(解任)

ある被雇用者委員、または被雇用者委員会が誠実に義務を遂行しない、公秩序を乱す行為に及んだ、あるいは正当な事由なく使用者の事業に関する秘密を公表した場合、使用者は裁判所にその被雇用者委員または被雇用者委員会全体の解任を命じるよう申し立てる権利を有する。

第52条(委員の保護)

被雇用者委員が勤務できないように、使用者が解雇する、賃金を減らす、罰する、被雇用者委員の義務遂行を妨害する、またはその他の行為を禁じる。ただし、裁判所の許可がある場合を除く。

第 53 条(委員への金銭供与の禁止)

使用者が被雇用者委員に金銭・財を与える、または与えることに合意することを禁じる。ただし、被雇用者委員が被雇用者としての立場から通常受け取る権利のある賃金、超過勤務手当、休日勤務手当、賞与、配当金またはその他の利益を除く。

第 6 章/使用者協会

第 54 条(目的)

この法令に基づく権限に依拠した使用者協会を設立することができる。

使用者協会は雇用に関する利益の追求・保護、及び使用者と被雇用者、また使用者同士の良好な関係を促進する目的を有しなければならない。

第 55 条(登記)

使用者協会は定款を有し、登記官に登記しなければならない、登記後、使用者協会は法人とする。

第 56 条(設立者の資格)

使用者協会を設立する権利を有する者は、同種の事業を営む使用者である、成年者かつタイ国籍者でなければならない。

第 57 条(登記申請)

使用者協会の登記申請にあたっては、使用者協会を設立する権利のある使用者少なくとも 3 人が発起人となり、3 部以上の定款案とともに登記官に書類をもって申請する。

その申請書には発起人すべての氏名、年齢、職業、住所を記載しなければならない。

第 58 条(定款内容)

使用者協会の定款には少なくとも以下の内容がなければならない。

- (1)「使用者協会」の付いた名称。
- (2)目的。
- (3)事務所設置場所。
- (4)会員の入会方法、会員資格の失効。
- (5)入会費及び会費、及びその支払方法。
- (6)会員の権利・義務に関する規定。
- (7)運営管理、支出、金銭及びその他の資産の保管、会計・会計監査に関する規定。
- (8)作業所閉鎖における審議方法、及び労働協約の承認方法に関する規定。
- (9)総会に関する規定。
- (10)理事の数、選挙、任期、退任、及び理事会会議に関する規定。

第 59 条(登記書の発行)

登記官が定款案とともに申請を受理したとき、申請者が第 56 条に基づく資格を満たし、定款が第 58 条

に基づき、目的が第54条第2段落に基づいた上で、公秩序を乱さないと認められれば、登記官は登記し、その使用者協会に登記書を発行する。

もし登記官が申請書または定款が第1段落に基づく条件を満たしていないと見なしたときは、変更を命じる。変更が正しく行われたとき、登記官は登記し、その使用者協会に登記書を発行する。

もし登記官が公秩序の維持に対し、その目的が反することを理由に登記できないと見なしたときは、登記官は登記不可の命令を下し、遅延なく登記申請者に登記できない事由とともにその命令を通達する。登記申請者はその登記不可の命令に対し大臣に不服を申し立てる権利を有する。そのとき、登記不可の命令を通知を受けてから30日以内に文書をもって登記官に申し立てる。

大臣は申立てを受理してから30日以内に判定を下し、申立人に通知する。

申立人が大臣の判定に不服の場合は、労働裁判所の裁定を求める権利を有する。

第60条(登記の公示)

登記官は使用者協会の登記を官報により公示する。

第61条(最初の総会)

使用者協会の設立発起人は登記日から120日以内に、理事会の選出及び理事会への委任、第59条に基づき登記官に提出した定款案の承認のために最初の通常総会を開催する。

総会で理事会が選出され、定款案が承認されたとき、総会の決定から14日以内に、定款の写しと理事の氏名・住所・職業を登記官に提出する。

第62条(定款の改訂増補)

使用者協会の定款の改訂増補は総会の決定により行われ、その決定から14日以内に登記官に提出しなければならない。

第1段落に基づく定款の改訂増補は登記官が登記した後に効力を有する。

定款の改訂増補にあたっては第59条を準用する。

第63条(会員資格)

使用者協会の会員になることができる者は、同種の事業を営む使用者でなければならない。使用者が法人の場合は、その法人が使用者協会の会員と見なす。

第64条(調査要求)

使用者協会の会員は、理事会が定めた業務時間内において、使用者協会の業務運営について知るために、会員登録簿、書類、帳簿の調査を求める権利を有する。

第1段落に基づく調査要求において、使用者協会の担当者はしかるべき便宜を提供しなければならない。

第65条(会員資格の喪失)

使用者協会会員は、死亡したとき、退会したとき、総会で大会を決めたとき、あるいは使用者協会の定款に規定されたところに従い会員資格がなくなる。

第 66 条(権限)

会員の利益のために使用者協会は以下の権限を有する。

- (1) 会員の事業における労働組合または被雇用者との要求、交渉、合意形成、意見の認知、合意。
- (2) 使用者協会の目的の規定下における、会員にとって利益となる業務の管理・遂行。
- (3) 事業運営に関する会員への情報サービスの提供。
- (4) 経営及び労働に関する問題の解決、あるいは対立の解消のための相談サービスの提供。
- (5) 会員の福祉のため、あるいは総会が適当と見なすところの公共の利益のための金銭または資産の形成に関するサービスの提供。
- (6) 使用者協会の定款に基づく入会金、会費の徴収。

第 67 条(免責)

使用者協会が会員の利益のため政治に関係しない以下の行為を遂行するとき、使用者、使用者協会、使用者の理事会・小委員会・担当者は、刑事・民事双方で追及または訴追を受けない。

- (1) 被雇用者、労働組合、使用者、別の使用者協会、労働連合または使用者連合と、会員が受けるべき権利または利益の追及のため、合意形成に向け交渉する。
- (2) 作業所閉鎖を命じる、または会員の作業所閉鎖を援助、勧誘、支援する。
- (3) 労働争議に関する事実関係を指摘または公告する。または
- (4) 使用者協会の会員会議を開催する。

このとき、生命及び身体、自由及び名誉、財に関して公衆に危害を及ぼすような刑事上の過失、または以上のような刑事上の過失によって生じる民事上の過失についてはその限りではない。

第 68 条(理事会)

使用者協会は、業務を運営する者、及び外部者に関係する業務において協会を代表する者としての理事会を持つ。このとき理事会は 1 人あるいは複数の理事に業務を代行させることもできる。理事会は委任により業務を遂行させるため小委員会を設置することができる。

第 69 条(理事の資格)

第 68 条に基づき理事または小委員会委員に選出された、または任命された者は以下の資格を有していなければならない。

- (1) 使用者協会の会員である、または使用者協会の会員である法人の代表である。
- (2) 出生によるタイ国籍を有する。

第 70 条(総会での決定)

使用者協会は以下について総会で決定する。

- (1) 定款の改訂増補。
- (2) 会員の利害関係に影響を及ぼす業務遂行。
- (3) 理事の選出、会計監査人の選出、貸借対照表の認証、年次報告及び年次予算。
- (4) 会員の福祉または公共の利益のための金銭または財の確保。

- (5) 使用者協会の解散。
- (6) 使用者協会の合併。
- (7) 使用者連合の設立または使用者連合への加盟。

第 71 条(会員登録簿)

使用者協会は局長が規定した様式に従い会員登録簿を作成し、業務時間内において調査することができるよう事務所に保管しなければならない。

使用者協会は事務所に業務日・時間を掲示する。

第 72 条(登記官の権限)

登記官または登記官が委任した者は以下の権限を有する。

- (1) 使用者協会の業務内容を調査するため、事務所に業務時間内に立ち入る。
- (2) 問題が生じた場合に検証するため、使用者協会の理事、職員または被雇用者に、協会の書類または帳簿を送付または提示するよう命じる。
- (3) (2)における人物を査問する、あるいは使用者協会の業務遂行に関係する事実関係を査問するまたは証言させるため、当該人物を召喚する。

第 73 条(退任命令)

登記官は以下の事柄が生起したとき、使用者協会の理事または理事会の退任を命じる権限を有する。

- (1) 労働争議調停官、労働争議裁定人または労働関係委員会の義務に基づく任務を妨害する違法行為。
- (2) 法律に違反した、または公秩序を乱す、あるいは国家経済または国家安全保障に害を及ぼす可能性のある使用者協会の目的から逸脱した業務遂行。または
- (3) 理事でない人物をして使用者協会の運営者にする、または運営者になることを承認する。

第 1 段落に基づく命令は遅延なく文書を持って関係者及び使用者協会に通達する。

第 74 条(不服申立て)

第 73 条に基づき命令を受けた者はその命令に対し大臣に不服を申し立てる権利を有する。そのとき、命令を受けてから、15 日以内に文書をもって登記官に申し立てる。

大臣は申立てを受理してから 30 日以内に判定を下し、申立人に通知する。

申立人が大臣の判定に不服の場合は、申立人は労働裁判所の裁定を求める権利を有する。

第 75 条(会計監査)

使用者協会は 1 年ごとに会計監査を受けなければならない、総会に会計監査人の監査報告書とともに貸借対照表を提出しなければならない。

総会が貸借対照表及び監査報告書を認証したとき、その認証から 30 日以内に 1 式の写しを登記官に提出する。

第 76 条(合併)

同種の事業を営む会員を持つ 2 つ以上の使用者協会は合併することができる。

第 1 段落に基づく合併は、それぞれの協会の総会で会員の過半数の賛成をもって決定しなければならない。登記官の承諾を受けなければならない。

登記官の承諾においては、合併の決定を下した総会の報告書の写しを送付する。

第 77 条(合併の承諾)

登記官が第 76 条に基づき承諾したとき、使用者協会は合併の意図を知らせるため文書をもって協会の全債権者に通知し、合併に反対する債権者に対しては、通知から 30 日以内にその旨を協会に伝えるよう要請する。

もしその期日内に反対する債権者がいないときは、反対者はいないものと見なし、使用者協会は合併することができる。

もし反対する債権者があったときは、債務を返済するまで、あるいはその債務を保証するまで使用者協会は合併できない。

第 78 条(代表の選出)

合併する各使用者協会の理事会は、第 79 条に基づく登録手続きのために、それぞれ 3 人以下の代表を選定する。

第 79 条(登記申請)

合併により新たに設立される使用者協会は、元の使用者協会の業種に基づき登記申請書を登記官に提出することで、使用者協会として登記しなければならない。

登記申請書には、合併する各使用者協会の代表それぞれ 2 人以上の署名がなければならない。

登記申請書には、以下の書類が添付されていなければならない。

(1) 合併する各使用者協会の、第 88 条第 1 段落に基づき全債権者に通知し規定期日内に反対する債権者がなかった、または反対があった場合は使用者協会が債務を支払った、あるいは債務保証を行ったことを示す証明書。

(2) 新使用者協会の定款案 2 部。

(3) 合併する使用者協会の会議報告書の写し 1 部。

(2) 及び(3)に基づく書類には、新使用者協会の最初の理事に選ばれた者 2 人の内容証明のための署名がなければならない。

第 54 条から第 75 条までを準用する。

第 80 条(登録抹消)

合併による新使用者協会が登記されたとき、登記官は合併した元の使用者協会の登録を抹消する。

第 81 条(継承)

この新使用者協会は元の各使用者協会の財産、債務、権利、義務及び責任すべてを継承する。

合併した元の使用者協会の会員は、この新使用者協会の会員となる。

第 82 条(解散)

使用者協会は以下の事由により解散する。

- (1)使用者協会の定款に解散規定があり、その解散規定条件が生じたとき。
- (2)総会で解散を決定したとき。
- (3)登記官が解散を命令したとき。
- (4)破産したとき。

第 83 条(解散命令)

登記官は以下の場合に、使用者協会の解散を命じることができる。

- (1)使用者協会の活動が目的から逸脱した、法律に違反した、あるいは国家経済または国家安全保障を害する、あるいは公秩序または公民の良俗に反するとき。
- (2)登記官が全委員の改選を命じたが、登記官が定めた期限内に改選しなかった、あるいは登記官が延長した期限内に改選しなかった。または、
- (3)2 年以上にわたって使用者協会が活動を休止したとき。

登記官が使用者協会の解散を命じたとき、遅延なくその命令を、文書でもってその使用者協会に通達する。

この条に基づく使用者協会の解散命令において、命令のあった日に在任していた全理事のうち過半数の理事が連名でその命令に対する不服を大臣に申し立てる権利を有する。申立は命令を受けてから 30 日以内に文書をもって登記官に提出する。

大臣は申立を判定し、申立を受理してから 30 日以内に申立人に通知する。

申立人が大臣の判定に不服の場合は、労働裁判所の裁定を求める権利を有する。

使用者協会の解散命令は不服申立期限が切れたとき、あるいは労働裁判所の裁定があったとき、官報によって公示する。

第 84 条(清算)

使用者協会が第 82 条(1)(2)(3)または第 83 条に基づき解散しなければならないとき、清算人を立て清算する。このとき民商法典のパートナーシップ、有限会社、株式会社の清算の規定を準用する。

第 85 条(残有資産)

清算が終わったとき、もし残有資産があったとしても、それを全員に分配できない。その資産は使用者協会の定款の運営規定または総会の決定に従いその他の法人に委譲しなければならない。もし定款または総会がその残有資産を委譲する法人を定めていないときは、被雇用者の福祉のため清算人が労働局に譲与する。

第 7 章/労働組合

第 86 条(目的)

この法令の規定に基づく権限に依拠した労働組合を設立することができる。

労働組合は雇用に関する利益の追及・保護、及び使用者と被雇用者、また被雇用者同士の良好な関係を促進する目的を有していなければならない。

第 87 条(登記)

労働組合は規約を有し、登記官に登記しなければならない。登記後、労働組合は法人とする。

第 88 条(設立人の資格)

労働組合を設立する権利を有する者は、同一使用者の被雇用者である、あるいは使用者が何人であっても同一業種において労働する被雇用者であり、成年者かつタイ国籍者でなければならない。

第 89 条(登記申請)

労働組合の登記申請にあたっては、労働組合を設立する権利のある被雇用者少なくとも 10 人以上が発起人となり、3 部以上の規約案とともに登記官に書類をもって申請する。

その申請書には発起人すべての氏名、年齢、職業、住所を記載しなければならない。

第 90 条

労働組合の規約には少なくとも以下の内容がなければならない。

- (1) 名称。名称には「労働組合」の字句がなければならない。
- (2) 目的。
- (3) 事務所設置場所。
- (4) 組合員の加盟及び組合員の資格失効の方法。
- (5) 加盟費及び組合費、及びその支払方法。
- (6) 組合員の権利・義務に関する規定。
- (7) 運営管理、支出、金銭及びその他の資産の保管、会計・会計監査に関する規定。
- (8) 同盟罷業における審議方法、及び労働協約の承認方法に関する規定。
- (9) 総会に関する規定。
- (10) 委員の数、選挙、任期、退任、及び委員会会議に関する規定。

第 91 条(登記書発行)

登記官が規約案とともに申請を受理したとき、申請者が第 88 条に基づく資格を満たし、規約が第 90 条に、目的が第 86 条第 2 段落に基づいた上で、公秩序を乱さないと認められれば、登記官は登記し、その労働組合に登記書を発行する。

もし登記官が申請書または規約が第 1 段落に基づく条件を満たしていないと見なしたときは、変更を命じる。変更が正しく行われたとき、登記官は登記し、その労働組合に登記書を発行する。

もし登記官が公秩序の維持に対し目的が反することを理由に登記できないと見なしたときは、登記官は登記不可の命令を下し、遅延なく登記申請書に登記できない事由とともにその命令を通達する。

登記申請者はその登記不可の命令に対し大臣に不服を申し立てる権利を有する。そのとき、登記不可の命令を受けてから 30 日以内に文書をもって登記官に申し立てる。

大臣は申立てを受理してから 30 日以内に判定を下し、申立人に通知する。

申立人が大臣の判定に不服の場合は、労働裁判所の裁定を求める権利を有する。

第 92 条(登記の公示)

登記官は労働組合の登記を官報により公示する。

第 93 条(最初の総会)

労働組合の設立発起人は登記日から 120 日以内に、委員会の選出及び委員会への委任、第 91 条に基づき登記官に提出した規約案の承認のために最初の通常総会を開催する。

総会で委員会が選出され、規約案が承認されたとき、総会の決定から 14 日以内に、規約の写しと委員の氏名・住所・職業を登記官に提出する。

第 94 条(規約の改定増補)

労働組合の規約の改定増補は総会の決定により行われ、その決定から 14 日以内に登記官に提出しなければならない。

第 1 段落に基づく規約の改定増補は登記官が登記した後に効力を有する。

規約の改定増補にあたっては第 91 条を準用する。

***第 95 条(組合員の資格)**

労働組合の組合員になることができる者は、労働組合の登記申請者の使用者と同じ使用者の被雇用者でなければならない。あるいは労働組合の登記申請者と同業種の被雇用者で、15 歳以上でなければならない。

政府企業職員関係法に基づく職員及び経営者が、第 1 段落に基づく労働組合の組合員になることを禁じる。

雇用、賃金引き下げ、解雇、報償金支給、罰則適用の権限を有する監督者である被雇用者は、その他の被雇用者が設立した、または組合員になっている労働組合の組合員になれない。及びその他の被雇用者は監督者である被雇用者の設立した、または組合員になっている労働組合の組合員になれない。

*第 95 条は西暦 1991 年労働関係法(第 2 版)により改正。

第 96 条(調査要求権)

労働組合の組合員は、委員会が定めた業務時間内において、労働組合の業務運営について知るために、組合員登録簿、書類、帳簿の調査を求める権利を有する。

第 1 段落に基づく調査要求において、労働組合の担当者はしかるべき便宜を提供しなければならない。

第 97 条(組合員資格の失効)

労働組合委員は、死亡したとき、退会したとき、総会で除名を決めたとき、あるいは労働組合の規約に規定されたところに従い組合員資格がなくなる。

第 98 条(組合の権限)

組合員の利益のために労働組合は以下の権限を有する。

- (1) 使用者または使用者協会との要求、交渉、合意形成、意見の認知、合意。
- (2) 労働組合の目的の規定下における、組合員にとって利益となる業務の管理・遂行。
- (3) 事業運営に関する組合員への情報サービスの提供。
- (4) 経営及び労働に関する問題の解決、あるいは対立の解消のための相談サービスの提供。
- (5) 組合員の福祉のため、あるいは総会が適当と見なすところの公共の利益のための金銭または資産の形成に関するサービスの提供。
- (6) 労働組合の規約に基づく加盟費、組合費の徴収。

第 99 条(免責)

労働組合が組合員の利益のため政治に関係しない以下の行為を遂行するとき、被雇用者、労働組合、労働組合委員・章委員、担当者は、刑事・民事双方で追及または訴追を受けない。

- (1) 組合員が受けるべき権利または利益の追求のため、使用者、使用者協会、被雇用者、別の労働組合、使用者連合、労働連合と合意形成に向け交渉する。
- (2) 同盟罷業を行う、または組合員の同盟罷業を援助、勧誘、支援する。
- (3) 労働争議に関する事実関係を指摘または公告する。または、
- (4) 集会を組織する、または平和裡に同盟罷業に参加する。

このとき、生命及び身体、自由及び名誉、財に関して公衆に危害を及ぼすような刑事上の過失、または以上のような刑事上の過失によって生じる民事上の過失についてはその限りではない。

第 100 条(委員会)

労働組合は、業務を運営するものとして、及び外部者に関係する業務において組合を代表する者としての委員会を持つ。このとき委員会は 1 人あるいは複数の委員に業務を代行させることもできる。

委員会は委任により業務を遂行するため小委員会を設置することができる。

第 101 条(委員の資格)

第 100 条に基づき委員または小委員会に選出された、または任命された者は以下の資格を有していなければならない。

- (1) その労働組合の組合員である。
- (2) 出生によるタイ国籍を有する。
- (3) 20 歳以上である。

第 102 条(委員の休暇権利)

労働組合の委員である被雇用者は、労働争議をめぐる交渉、解決、指摘において被雇用者を代表して労働組合の業務執行のため、また官庁が規定したところに従い会議に参加するため、職務を離れる権利を有する。このとき、その被雇用者は使用者に、もしあれば関連証拠の提示とともに、前もってはっきりと休暇願いを通知する。また、その被雇用者の離職日は勤務日と見なす。

第 103 条(総会)

労働組合は以下について総会で決定する。

- (1) 規約の改訂増補。
- (2) 組合員の利害関係に影響を及ぼす業務遂行。
- (3) 委員の選出、会計監査人の選出、貸借対照表の認証、年次報告及び年次予算の認証。
- (4) 組合員の福祉または公共の利益のための金銭または財の確保。
- (5) 労働組合の解散。
- (6) 労働組合の合併。または、
- (7) 労働連合の設立または労働連合への加盟。

* (8) 第 22 条第 3 段落に基づき労働争議が合意に達しなかったときの同盟罷業。このとき、決定は労働組合の全組合員の過半数の賛成がなければならず、投票は秘密投票でなければならない。

* 国家平和秩序維持団布告第 54 号(1991 年)により追補。

第 104 条(組合員登録簿)

労働組合は局長が規定した様式に従い組合員登録簿を作成し、業務時間内において調査することができるよう事務所に保管しなければならない。

労働組合は事務所に業務日・時間を掲示する。

第 105 条(登記官の権限)

登記官または登記官が委任した者は以下の権限を有する。

- (1) 労働組合の業務内容を調査するため、その事務所に業務時間内に立ち入る。
- (2) 問題が生じた場合に検証するため、労働組合の委員、職員または被雇用者に、労働組合の書類または帳簿を送付または提示するよう命じる。
- (3) (2)における人物を査問する、あるいは労働組合の業務遂行に関係する事実関係を査問するまたは証言させるため、当該人物を召喚する。

第 106 条(退任命令)

登記官は以下の事柄が生じたとき、労働組合の委員または委員会の退任を命じる権限を有する。

- (1) 労働争議調停官、労働争議裁定人または労働関係委員会の義務に基づく任務を妨害する違法行為。
- (2) 法律に違反した、または公秩序を乱す、あるいは国家経済または国家安全保障に害を及ぼす可能性のある労働組合の目的から逸脱した業務遂行。または
- (3) 委員でない人物をして労働組合の運営者にする、または運営者になることを承認する。

第 1 段落に基づく命令は遅延なく文書を持って関係者及び使用者協会に通達する。

第 107 条(不服申立て)

第 106 条に基づき命令を受けた者は、その命令に対し大臣に不服を申し立てる権利を有する。そのとき、命令を受けてから 15 日以内に文書をもって登記官に申し立てる。

大臣は申立てを受理してから 30 日以内に判定を下し、申立人に通知する。
申立人が大臣の判定に不服の場合は、申立人は労働裁判所の裁定を求める権利を有する。

第 108 条(会計監査)

労働組合は 1 年ごとに会計監査を受けなければならない。総会に会計監査人の監査報告書とともに貸借対照表を提出しなければならない。

総会が貸借対照表及び監査報告書を認証したとき、その認証から 30 日以内に 1 式の写しを登記官に提出する。

第 109 条(合併)

被雇用者が同一業種に従事しているいないにかかわらず、同一の使用者の被雇用者が組合員となっている 2 つ以上の労働組合は合併することができる。

使用者が同一でなくとも、同一業種に従事する被雇用者を組合員に持つ 2 つ以上の労働組合は合併することができる。

第 1 段落、第 2 段落に基づく合併は、それぞれの組合の総会で組合員の過半数の賛成をもって決定しなければならない。登記官の承諾を受けなければならない。

登記官の承諾においては、合併の決定を下した総会の報告書の写しを送付する。

第 110 条(準用規定)

労働組合の合併に対し、第 77 条、第 78 条、第 79 条、第 80 条、第 81 条を準用する。

第 111 条(準用規定)

労働組合の解散に対し、第 82 条、第 83 条、第 84 条、第 85 条を準用する。

第 8 章/使用者連合及び労働連合

第 112 条(使用者連合の設立目的)

同一業種を営む会員を持つ 2 つ以上の使用者協会は、使用者協会間の良好な関係を促進し、使用者協会及び使用者の利益を保護するため、合同で労働組合を設立することができる。

第 113 条(労働連合の設立目的)

2 つ以上の労働組合かつ各労働組合が、

(1) 被雇用者が同一業種に就業しているかどうかにかかわらず、同一の使用者の被雇用者を組合員に持つ、あるいは

(2) 同一の使用者の被雇用者かどうかにかかわらず、同一業種に就業する被雇用者を組合員に持つとき、

労働組合間の良好な関係を促進し、労働組合及び被雇用者の利益を保護するため、合同で労働連合を設立することができる。

第 114 条(過半数の賛成)

第 112 条または第 113 条に基づく使用者連合ないし労働連合の設立または参加は、各使用者協会または労働組合の全会員の過半数の賛成をもって実施することができる。

第 1 段落に基づく投票は使用者協会または労働組合の規約の規定に従う。

第 115 条(登記)

使用者連合及び労働連合は登記をもって法人とする。

第 116 条(会議への代表派遣)

使用者連合の会員である使用者協会、及び労働連合の会員である労働組合は、使用者連合または労働連合の会議に参加するため、及び運営に参加するため、使用者連合または労働連合の規約に規定された人数に従い、代表を送る権利を有する。

第 117 条(理事会)

使用者連合理事会では、その使用者連合の会員である使用者協会の代表から選出される。

労働連合理事会は、その労働連合の会員である労働組合の代表から選出される。

第 118 条(準用規定)

第 6 章/使用者協会、第 7 章/労働組合の規定を使用者連合、労働連合に準用する。

第 119 条(使用者評議会)

5 つ以上の使用者協会または使用者連合は、研修促進及び労働関係促進のため使用者評議会を設立することができる。

使用者評議会は規約がなければならず、登記官に登記しなければならない。また登記をもって法人とする。

第 6 章/使用者協会、第 8 章/使用者連合の規定を使用者評議会に準用する。

***第 120 条(労働評議会)**

15 以上の労働組合または労働連合は、研究促進及び労働関係促進のため労働評議会を設立することができる。労働評議会は規約がなければならず、登記官に登記しなければならない。また登記をもって法人とする。

第 7 章/労働組合、第 8 章/労働連合の規定を労働評議会に準用する。

*変政団命令 46 号(1976 年)により改正。

***第 120 条の 2(解任理事の再任)**

この法令の規定に違反する行為を働いたことをもって、登記官が解任を命じた使用者協会、使用者連合、使用者評議会の理事は、その解任命令があった日から 1 年が過ぎれば再任されることができる。

この法令の規定に違反する行為を働いたことをもって、登記官が解任を命じた労働組合、労働連合、労

働評議会の理事は、その解任命令があった日から1年が過ぎれば再任されることができる。

*国家平和秩序維持団布告第54号(1991年)により追補。

第9章/不当行為

第121条(使用者の禁止行為)

使用者の以下の行為を禁ずる。

- (1)被雇用者、被雇用者代表、労働組合委員または労働連合理事に対し、被雇用者または労働組合が集会した、申し立てた、要求を提出した、告訴を協議または実施に移した、あるいは証人となった、あるいは労働保護法に基づく係官または登記官、労働争議調停官、労働争議裁定人、または労働関係委員にこの法令に基づき証拠を示した、ないし上記の行為をしようとしたことを理由に解雇する、または勤務の継続を不可能とさせる何らかの行為。
- (2)被雇用者が労働組合の組合員であることを理由に、その被雇用者を解雇する、または勤務の継続を不可能とさせる何らかの行為。
- (3)被雇用者が労働組合の組合員になることを妨げる、または組合員であることをうやめさせる、あるいは被雇用者または労働組合の担当者に対し、被雇用者を組合員にしない、または組合員になることを受け付けない、あるいは組合員であることをやめさせるために、金銭を与える、または金銭を与えることに合意する。
- (4)労働組合または労働連合の活動を妨げる。あるいは被雇用者が労働組合員であることの権利を行使することを妨げる。あるいは、
- (5)法律に基づく権限なしに、労働組合または労働連合の活動に干渉する。

第122条(一般禁止行為)

何者であっても以下の行為を禁ずる。

- (1)強制あるいは直接・間接的な脅迫により被雇用者を労働組合員にする、または労働組合員であることをやめさせる。
- (2)使用者をして第121条に違反する可能性のある行為。

第123条(解雇禁止)

労働協約または裁定が施行されるまでの間、使用者がその要求に関係する被雇用者、被雇用者代表、労働組合の委員、小委員会委員、または労働連合の理事、小委員会委員を解雇することを禁じる。ただし、当該者が以下の場合を除く。

- (1)使用者に対し意図的に職務上の不正行為を働いた、または刑事上の過失を犯した。
- (2)故意に使用者に損害を与えた。
- (3)使用者が文書で警告及び忠告したにもかかわらず、規定、規則、使用者の合法的な命令に違反した。ただし重大な違反の場合は使用者の警告・忠告がなくてもこれに含む。この場合、その規定、規則、または命令は当該者の要求に関する手続きを妨害するために出されたものであってはならない。あるいは、
- (4)正当な事由なく3日間連続して職務を放棄した。

(5)労働協約または裁定に違反するよう教唆する、支援する、誘う行為をした。

第 124 条(違反者告発)

第 121 条、第 122 条または第 123 条に違反したときは、その違反の被害者は、違反があった日から 60 日以内に労働関係委員会に違反者を訴えることができる。

第 125 条(訴えの裁定)

第 124 条に基づく訴えがあったとき、労働関係委員会は審議・裁定し、訴えがあった日から 90 日以内に命令を出す。

大臣はしかるべき期間、労働関係委員会の審議・裁定の期間を延長する権限を有する。

第 126 条(刑事訴訟手続きの取りやめ)

訴えられた者が第 125 条に基づく労働関係委員会の命令に従い、同委員会が規定した期間内に履行した場合は、その者に対する刑事訴訟は取り止める。

第 127 条(刑事訴訟手続き)

第 121 条、第 122 条または第 123 条の違反は、違反による被害者が第 124 条に基づき違反者を訴え、第 125 条に基づく労働関係委員会の命令に違反者が従わないとき、刑事訴訟手続きをとることができる。

第 10 章/罰則規定

第 128 条

第 13 条または第 16 条に基づく使用者の代表または被雇用者の代表、あるいは第 15 条に基づく使用者協会の代表または労働組合の代表で、自ら代表している使用者、被雇用者、使用者協会、労働組合に不利を生じせしめるために、ある者から金銭または財産を受け取った、または受け取ることに承諾した者は、1 年以下の懲役、または 20,000 バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第 129 条

第 17 条に基づく使用者の雇用または被雇用者の顧問で、自ら代表している使用者、被雇用者に不利を生じせしめるために、ある者から金銭または財産を受け取った、または受け取ることに承諾した者は、1 年以下の懲役、または 20,000 バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第 129 条の 2

使用者の顧問または被雇用者の顧問で、第 17 条第 2 段落に基づき登録されていない者は、1 年以下の懲役、または 20,000 バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

*国家平和秩序維持団命令 54 号(1991 年)により追加。

第 130 条

第 18 条、第 20 条、第 22 条第 2 段落に違反した、または従わなかった使用者は、1, 000 バーツ以下の罰金に処する。

第 131 条

第 18 条第 2 段落、第 22 条第 2 段落または第 29 条第 4 段落に基づき、局長または局長を代行する者に届け出た労働協約または労働争議裁定に違反した、あるいは従わなかった使用者または被雇用者は、1 か月以下の懲役、または 1, 000 バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第 132 条

労働関係委員会の決定、または第 33 条に基づく大臣の決定に違反した、または従わなかった使用者、被雇用者、使用者協会、労働組合、使用者連合または労働連合は、2 年以下の懲役、または 40, 000 バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第 133 条

第 24 条、第 25 条または第 35 条(4)に基づく労働争議裁定に違反した、または従わなかった者は、1 年以下の懲役、または 20, 000 バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第 134 条

使用者、被雇用者、使用者協会または労働組合に不利を生じせしめる労働争議裁定を意図的に下すために、ある者から金銭または財を受け取った、または受け取ることに承諾した労働争議裁定人は、1 年以下の懲役、または 20, 000 バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第 135 条

第 29 条第 3 段落または同第 4 段落に従わなかった労働争議裁定人は、1, 000 バーツ以下の罰金に処する。

第 136 条

第 31 条第 1 段落に違反した使用者は、6 か月以下の懲役、または 10, 000 バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第 137 条

第 32 条に違反した者は、1 か月以下の懲役、または 1, 000 バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第 138 条

第 33 条第 1 段落に基づく大臣の公示に違反した使用者、被雇用者、使用者協会、労働組合、使用者連合または労働連合は、6 か月以下の懲役、または 10, 000 バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第 139 条

第 34 条に違反した使用者または被雇用者は、6 か月以下の懲役、または 10, 000 バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第 140 条

第 35 条(1)(2)または(3)に基づく大臣の命令に違反した、または従わなかった使用者または、被雇用者は、6 か月以下の懲役、または 10, 000 バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第 141 条

第 36 条第 1 段落または同第 2 段落に違反した、または従わなかった使用者または被雇用者は、2 年以下の懲役、または 40, 000 バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第 142 条

第 43 条に基づき労働関係委員または労働関係小委員会委員に対し、あるいは第 72 条または第 105 条に基づき登記官または登記官が委任した者に対し、便宜を提供しなかった、妨害した、査問状に答えなかった、事実関係を告げなかった、または関係品・書類を提出しなかった者は、1 か月以下の懲役、または 1, 000 バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第 143 条

第 50 条、第 52 条または第 53 条に違反した、または従わなかった使用者は、1 か月以下の懲役、または 1, 000 バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第 144 条

第 61 条に従わなかった使用者協会設立発起人、または第 62 条に従わなかった使用者協会理事は、従わなかった期間にわたって 1 日あたり 50 バーツ以下の罰金に処する。

第 145 条

第 63 条に違反して会員を入会させた使用者協会は、1, 000 バーツ以下の罰金に処する。

第 146 条

第 71 条または第 75 条に違反した、または従わなかった使用者協会は、1, 000 バーツ以下の罰金に処する。

第 71 条または第 75 条に使用者協会が違反した、または従わなかったことについて黙認した使用者協会理事は、1 か月以下の懲役、または 1, 000 バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第 147 条

第 85 条、第 111 条の準用規定、第 118 条の第 85 条準用規定、または第 11 条に従わなかった清算人は、従わなかった期間にわたって 1 日あたり 50 バーツ以下の罰金に処する。

第 148 条

第 93 条に従わなかった労働組合設立発起人、または第 94 条に従わなかった労働組合委員は、従わなかった期間にわたって 1 日あたり 50 バーツ以下の罰金に処する。

第 149 条

第 95 条に違反して組合員を加盟させた労働組合は、1, 000 バーツ以下の罰金に処する。

第 150 条

第 104 条または第 108 条に違反した、または従わなかった労働組合は、2000 バーツ以下の罰金に処する。

労働組合が第 104 条または第 108 条に違反した、または従わなかったことを黙認した労働組合委員は、1 か月以下の懲役、または 1, 000 バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第 151 条

第 118 条の第 61 条準用規定に従わなかった使用者連合設立人、または第 118 条の第 93 条準用規定に従わなかった労働連合設立人は、従わなかった期間にわたって 1 日あたり 50 バーツ以下の罰金に処する。

第 152 条

第 118 条の第 62 条準用規定に従わなかった使用者連合理事、または第 118 条の第 94 条準用規定に従わなかった労働連合委員は、従わなかった期間にわたって 1 日あたり 50 バーツ以下の罰金に処する。

第 153 条

第 118 条の第 71 条または第 75 条準用規定に従わなかった使用者連合、あるいは第 118 条の第 104 条または第 108 条準用規定に従わなかった労働連合は、2000 バーツ以下の罰金に処する。

使用者連合が第 118 条の第 71 条または第 75 条準用規定に従わなかったことを黙認した使用者連合理事、あるいは労働連合が第 118 条の第 104 条または第 108 条準用規定に従わなかったことを黙認した労働連合委員は、1 か月以下の懲役、または 1, 000 バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第 154 条

使用者協会、労働組合、使用者連合、労働連合でないにもかかわらず「使用者協会(サマーコム・ナイチャー)」 「労働組合(サハパープ・レンガーン)」 「使用者連合(サハパン・ナイチャー)」 「労働連合(サハパープ・レンガーン)」のタイ文字を持つ名称を使用した者、あるいは外国語で同様の意味を持つ文字のある名称を、表札、印章、レター、または事業に関するその他の書類に使用した者は、1, 000 バーツ以下の罰金、及び従わなかった期間にわたって 1 日あたり 50 バーツ以下の罰金に処する。

第 155 条

使用者協会または労働組合の会員・組合員で、その使用者協会または労働組合がまだ登記していないことを知っている者は、1,000 バーツ以下の罰金に処する。

登記していない使用者協会または労働組合の運営者は、1 か月以下の懲役、または 1,000 バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第 156 条

使用者協会、労働組合、使用者連合、労働連合がこの法令に基づき解散となったとき、使用者協会、労働組合、使用者連合、労働連合の理事・委員、小委員会委員で精算人の執行を妨害した者は、1 か月以下の懲役、または 1,000 バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第 157 条

使用者協会、労働組合、使用者連合、労働連合がこの法令に基づき解散となったにも関わらず、事業運営を続けた者は、1 か月以下の懲役、または 1,000 バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

*第 157 条の 2

第 119 条または第 120 条の規定に従わず、使用者評議会または労働評議会を運営した者、あるいは「使用者評議会(サパー・オンカーン・ナイチャー)」または「労働評議会(サパー・オンカーン・レンガーン)」のタイ文字を含む名称を事業運営に関する書類で使用した者は、6 か月以下の懲役、または 10,000 バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

*変政団命令第 46 号(西暦 1976 年 10 月 21 日)により増補。

第 158 条

第 121 条または第 123 条に違反した使用者は、6 か月以下の懲役、または 10,000 バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第 159 条

第 122 条に違反した使用者は、6 か月以下の懲役、または 10,000 バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

付則(経過規定)

第 160 条

不服申立、要求、労働争議、合意、労働争議裁定人の裁定、労働関係委員会の判定または命令、あるいは裁判がこの法令が施行になる前に発生し、終結していないとき、それが終結するまで革命団布告第 103 号(西暦 1972 年 3 月 16 日)に基づき出された内務省布告に従う。

この法令に基づき任命された労働争議裁定人または労働関係委員会は、裁定・判定審議する権限、第 1 項に基づく件に関する命令を出す権限を有する。また革命団布告第 103 号(西暦 1972 年 3 月 16 日)

に基づき出された内務省布告に従い任命された労働争議裁定人または労働関係委員会についても同様とする。

第 161 条

革命団布告第 103 号(西暦 1972 年 3 月 16 日)に基づき出された内務省布告に従い設立登記された使用者協会及び被雇用者協会は、この法令に基づく使用者協会及び労働組合と見なす。

第 162 条

革命団布告第 103 号(西暦 1972 年 3 月 16 日)に基づき出された内務省布告に従い設立申請された使用者協会及び被雇用者協会は、この法令に基づく申請と見なす。

第 163 条

労働裁判所設置法案が交付されない間は、司法裁判所が労働裁判所と同様の権限を有する。

陛下の勅令を拝受して
サンヤー・タンマサック
内務総理大臣

出典:「タイ国労働法」 THAI KEIZAI PUBLISHING CO., LTD.